

お知らせ

8月の一般健康相談

◎相談日

場所	期日
串良ふれあいセンター	8/11 (火)
輝北総合福祉センター	8/19 (水)
市保健相談センター	8/20 (木)
吾平保健センター	8/26 (水)

※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

◎時間 = 9:30 ~ 11:30、13:00 ~ 15:00
※市保健相談センターのみ9:00 ~

◎内容 = 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など
※当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施

☎市保健相談センター ☎ 41-2110

台風時の停電情報を提供しています

台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。台風等の非常災害時の停電情報は、ホームページ(携帯電話版 <http://kyuden.jp>、パソコン版 <http://www.kyuden.co.jp>)で確認できます。メールアドレスを登録いただくと、停電時に携帯電話へ停電情報をメール配信します。ぜひご利用ください。

☎九州電力(株)鹿屋営業所 ☎ 0120-986-806

家屋を解体した人や名義を変更した人は届け出てください

平成27年中に家屋を解体した人、又は解体を予定している人は、解体後、速やかに「家屋滅失届」を提出してください。届出が無いと平成28年度もそのまま課税される場合があります。

なお、登記家屋の売買・相続等で、家屋の名義に変更がある場合は、法務局で登記の変更をお願いします。また、未登記の家屋については、法務局で新たに登記をしてください。ただし、事情により不動産登記が済んでいない場合は、「未登記家屋の納税義務者変更届」を市税務課に提出してください。

また、平成27年中に建築確認申請書の提出を伴わない家屋を新築又は増築した人は、ご連絡ください。

※「家屋滅失届」、「未登記家屋の納税義務者変更届」の様式は、市税務課に置いてあるほか、市ホームページからダウンロード可能

☎市税務課(1階⑩番窓口) ☎ 31-1112



「介護保険負担限度額認定」の更新手続きを受け付けます

介護保険制度では、低所得者(市民税非課税世帯者)への負担軽減措置として、介護サービスの利用が困難にならないように、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費及び食費の減額(介護保険負担限度額認定)を行っています。

引き続き負担限度額の認定を受けることを希望する人は、更新手続きを行ってください。

なお、新規申請は随時受け付けています。

◎対象となるサービス = 介護保険を利用した介護老人福祉施設等の居住費及び食費

※グループホーム、有料老人ホーム、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)の居住費及び食費は対象外

◎申請に必要なもの = 介護保険被保険者証、印鑑、預貯金等の残高が証明できるもの(通帳の写し等)、申請書及び同意書

※申請書は市高齢福祉課、各総合支所市民生活課に置いてあるほか、市ホームページからダウンロード可能

◎申請期限 = 8月31日(月)

☎市高齢福祉課(1階⑧番窓口) ☎ 31-1116

各総合支所市民生活課

8月は人権同和問題啓発強調月間です

県では、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、様々な人権啓発活動を実施します。

私たちの社会には、同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性、障害者等に関する様々な人権問題があります。

人権問題を解決するためには、誰もがお互いの人権を尊重し、偏見や差別の無い社会の実現に向けて努力を重ねていくことが大切です。

この機会に、皆さんも身近なことから人権を考えてみましょう。

☎県人権同和対策課 ☎ 099-286-2574

8月は不法投棄防止強化月間です

市では、8月を不法投棄防止強化月間と定めて、パトロールの強化や関係機関との連携を行い、不法投棄の防止に努めています。

ごみを投棄することは犯罪です。不法投棄を行った場合、個人には5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科せられ、法人には3億円以下の罰金が科せられます。

夏場は草木が繁茂し、不法投棄されやすい環境になります。自分の所有地・管理地はしっかり管理して、ごみを不法投棄されない環境づくりに努めましょう。

☎市生活環境課(5階) ☎ 31-1115

イベント

戦後70年特別企画展「鹿屋の記憶」

◎内容 = 旧海軍鹿屋基地の誕生から終戦後の進駐軍上陸まで、鹿屋で起こった出来事や体験談などを写真や資料で紹介

◎期間 = 8月9日(日) ~ 18日(火)

◎時間 = 10:00 ~ 19:00

※15日(土)、18日(火)は20:00まで
◎場所 = リナシティかのや2階ギャラリー

◎参加料 = 無料

◎関連イベント

○8月15日(土)

歌語り「万歳峠」(山本晴美氏)
※特攻隊員となり戦場に散った若い命と、青年らを送り出す親たちの悲しい「万歳」の声をテーマにした歌語り

○8月18日(火)

戦時中の映像公開(米軍機に搭載されたカメラ映像等)、平和の花束2015

☎市商工観光課(2階) ☎ 31-1121



▲鹿屋基地からの出撃風景(展示写真より) 昭和20年4月撮影

ぶらり京町横丁 2015

◎内容 = かつて市民の台所として栄えた京町の街並みを昭和レトロ調で演出した一夜限りの屋台村

◎日時 = 8月5日(水) 17:00 ~ 22:00

◎場所 = 京町通り(本町)

◎チケット

○前売券 = 1,500円

○当日券 = 2,000円

※チケットは、ドリンク券1枚、フード券又はビール券1,000円分、商品券500円で構成

◎チケット販売所 = 参加店、鹿屋本町一番商店街、まちづくり鹿屋(リナシティかのや内)

※当日は、15:00から交通規制有り

☎街のにぎわいづくり協議会

☎ 45-6004



みんぞくかん夏休み民族楽器づくり

◎内容 = 民族楽器の製作

◎期間 = 8月30日(日)まで

※月曜日は休館

◎時間 = 10:00 ~ 12:00

◎場所 = 市民民族館

◎参加料 = 500円

※民族楽器の材料費が別途必要

◎その他 = 事前に希望日を電話連絡

☎市民民族館 ☎ 45-2872

Topics

「マイナンバー制度」が始まります!

新しく始まる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、市民の利便性の向上や公正な社会の実現、行政運営の効率化等を目的とするもので、10月から個人番号(マイナンバー)をお知らせするカードの送付が始まります。

また、平成28年1月からは、社会保障・災害対策の手続きで、実際にマイナンバーの利用が開始されます。同時に、申請者(希望者)に対し、身分証明書やマイナンバーの証明書等として利用できる個人番号カードの交付を開始します。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。
☎マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178



▲マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりお届けします!

マイナンバーとは、国民一人ひとりを持つ12桁の番号です。

Topics

消費生活相談の新しい専用ダイヤルができました!

消費生活相談の専用ダイヤルとして、新たに「188」番ができました。この専用ダイヤルに電話をかけると、身近な消費生活相談窓口へ電話が繋がります。平日は消費生活センターに、土・日曜日及び祝日(年末年始を除く)は県消費生活センター又は国民生活センターに転送されます。

なお、これまで通り、消費者ホットライン(☎0570-064370)及び市消費生活センターの直通電話も継続して利用できます。

●どんな相談ができるの?

市消費生活センターでは、電話又は来所による消費者からの商品やサービスなど消費生活に関する苦情・相談やお問い合わせについて、専門の相談員が受け付け、情報提供・助言・あっせんなどを行っています。



早めの相談が、より良い解決につながります。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、お早めに市消費生活センターへご相談ください。

☎市消費生活センター(2階) ☎ 31-1169